

令和4年度寒河江市高齢者等在宅福祉事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅要援護高齢者等の福祉の向上と介護者の負担軽減を図るため本市が実施する高齢者等在宅福祉事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業は、本市に住所を有し自宅で生活する者で、加齢又は身体の障がい等により、市長が指定する事業者（以下「指定事業者」という）から次の各号に掲げるサービスを利用した場合に、当該サービスの料金の一部を助成するものとする。

- (1) 特殊車両（ストレッチャー及び固定装置を備えた自動車をいう。）による移送サービス（以下「移送サービス」という。）
- (2) 寝たきり高齢者等の自宅を訪問して、調髪及び顔そり等の理美容サービス（以下「訪問理美容サービス」という。）

(利用対象者)

第3条 移送サービスの利用対象者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。ただし、寒河江市障害者社会参加促進事業の助成を受けている者又は利用対象者及び申請時点で利用対象者と同一世帯に属する者の市民税所得割額の合計額が16万円以上の者を除く。

- (1) 65歳以上の者で、ねたきり等の理由により一般の交通機関を利用することが困難な者
- (2) 下肢、体幹又は移動機能の重度身体障害者で一般の交通機関を利用することが困難な者

2 訪問理美容サービスの利用対象者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者で、ねたきり等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難な者（別表1の障害高齢者の日常生活自立度がランクB及びCの者）
- (2) 心身の障がい及び疾病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なもの

(利用の申請)

第4条 この事業を利用しようとする者又はその家族等は、移送サービス利用者証交付申請書（様式第1号）又は訪問理美容事業利用者証申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、第3条に規定する利用対象者に該当すると認められたときは、寒河江市移送サービス利用者証

(様式第3号)又は寒河江市訪問理美容サービス利用者証(様式第4号)(以下「利用者証」という。)を交付するものとする。

2 市長は、利用者証を交付した者に対して、寒河江市移送サービス利用券(様式第5号)(以下「移送利用券」という。)又は寒河江市訪問理美容サービス利用券(様式第6号)(以下「理美容利用券」という。)を交付するものとする。

3 移送利用券又は理美容利用券の交付は、1人につき別表2にそれぞれ定める枚数とする。

(助成額及び利用方法)

第6条 市は、移送サービスを利用した者(以下「移送利用者」という。)に対し、移送利用券1枚につき、移送サービスの基本料金に2分の1を乗じて得た額(10円未満切捨て)を助成するものとする。

(1) 移送利用者は事前に指定事業所とサービスを受ける日程を調整し、当該サービスを利用した時は、移送利用券を指定業者に提出しなければならない。

(2) 移送利用者は移送サービスの利用1回につき移送利用券2枚まで使用することができるものとする。ただし、移送利用券を2枚使用することができるのは、移送サービスの利用1回につき利用時間が30分を超える場合のみとする。

2 市は、訪問理美容サービスを利用した者(以下「理美容利用者」という。)に対し、理美容利用券1枚につき、1回の訪問理美容サービスに係る理美容利用者の居宅(以下「居宅」という。)までの移動に要する費用を助成するものとする。

(1) 理美容利用者は、事前に事業所とサービスを受ける日程を調整し、当該サービスを利用した時は、理美容利用券を指定業者に提出しなければならない。

(2) 市が助成する居宅までの移動に要する費用の額は、その移動距離にかかわらず、1回の訪問につき1,000円とする。

(助成金の支払)

第7条 指定事業者は、毎月7日までに利用者から受け取った前月分の移送利用券又は理美容利用券(以下「利用券」という。)を取りまとめ、第6条に規定する助成額を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査のうえ30日以内に指定業者に支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な行為により利用券の交付を受け、又は利用券を不正に使用した者がいるときは、その者に対し、利用券の返還を求めるとともに、既に使用した利用券に係る助成金の全部又は一部について返還を求めることができる。(利用券等の返還)

第9条 利用者証及び利用券の交付を受けている者が、第3条に規定する利用対象者でなくなったときは、速やかに利用者証及び未使用利用券を市長に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうたない

※判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

(平成 3 年 1 1 月 1 8 日 老健第 1 0 2 - 2 号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知を改訂)

別表 2

移送サービス

交付申請月	利用券交付枚数 (年間 1 人当たり)
4 月	1 2 枚
5 月	1 1 枚
6 月	1 0 枚
7 月	9 枚
8 月	8 枚
9 月	7 枚
1 0 月	6 枚
1 1 月	5 枚
1 2 月	4 枚
1 月	3 枚
2 月	2 枚
3 月	1 枚

訪問理美容サービス

交付申請月	利用券交付枚数 (年間 1 人当たり)
4 月～ 9 月	4 枚
1 0 月～ 3 月	2 枚

様式第 1 号

移送サービス利用者証交付申請書

年 月 日

寒河江市長 様

住所

申請者 氏名

(対象者との関係 :)

移送サービス利用券の交付を受けたいので、令和 4 年度寒河江市高齢者等在宅福祉事業実施要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対 象 者	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平	
	氏 名			年 月 日 (満 歳)	
	住 所	寒河江市			
	電 話		性別	男 ・ 女	
	身体障害者手帳	等級	級	障害名	
家 族 構 成	支給決定のため必要なときは、市の担当職員が私の課税資料を閲覧することに同意します。				
	同居世帯員氏名	対象者との続柄	備 考	※市記入欄	※市民税所得割額
		本 人			

※市記入欄	交付年月日	年 月 日	身体障害者手帳の有無
	利用者証番号	第 号	
	交付枚数	枚	

※市記入欄は記入不要です。

様式第 2 号

訪問理美容事業利用者証申請書

年 月 日

寒河江市長 様

住所

申請者 氏名

(対象者との関係：)

訪問理美容事業を利用したいので、令和 4 年度寒河江市高齢者等在宅福祉事業実施要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象者	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平		
	氏 名			年 月 日(満 歳)		
	住 所	寒河江市				
	電 話		性別	男 ・ 女		
	障害者手帳	有 (山形県第 号、障害程度 種 級) ・ 無				
申請理由	1. 寝たきり高齢者 2. 障害及び疾病等により、一般の理美容サービス利用が困難なもの					
希望する事業者名	所在地：		承諾の有無：			
	理美容所名：		電話：			

※市記入欄	決定の該当条項 1. 第 3 条第 1 号 2. 第 3 条第 2 号

様式第3号

令和4年度寒河江市移送サービス利用者証	
番 号	
交付年月日	
氏 名	
生年月日	
住 所	

標記の者は、令和4年度寒河江市高齢者等在宅福祉事業実施要綱により、移送サービス利用料金の一部を市が助成するものであることを証明する。

寒河江市長 印

(利用券使用上の注意)

- 1 利用券を使用できるのは、市長が別に定める指定事業者の移送サービスを利用した場合のみです。
- 2 移送サービス利用の際は、この利用者証を運転手に提示して利用券を渡してください。
- 3 利用券の交付を受けていた者が、その資格要件に該当しなくなったときは、速やかに市に届け出るとともに、未使用の利用券を返還してください。
- 4 利用券を不正に使用したり、他人に譲渡したときは、すでに使用した利用券に係る費用の全部又は一部の返還を求めることがあります。

様式第5号
(表面)

寒河江市移送サービス利用券

利用者証番号 第 号

有効期限 年 月 日

使用年月日 年 月 日

- ・助成額は、基本料金の5割（10円未満切捨て）です。
- ・利用券は利用1回につき2枚まで使用できます。ただし、利用券を2枚使用できるのは、利用時間が30分を超える場合のみです。
- ・利用料金から助成額を控除した額は、利用者の負担となります。

寒河江市長 印

(裏面)

運転手さんへのお願い

- 1 利用者負担
1回の利用料金から助成金を控除した額を利用者から受け取ってください。
- 2 助成額の請求
利用者からこの券を受け取ってください。
助成額は、この券を添えて、会社を通じて寒河江市長に請求してください。

○問い合わせ先

寒河江市高齢者支援課 介護福祉係
TEL 0237-85-0777
寒河江市健康福祉課 生活福祉係
TEL 0237-85-0395

様式第 4 号

令 和 4 年 度 寒 河 江 市 訪問理美容サービス利用者証		標記のものは、令和4年寒河江市高齢者等在宅福祉事業実施要綱により、費用の一部を市が助成するものであることを証明する。
		寒河江市長 印
番 号		(利用券使用上の注意) 1 利用券を使用できるのは、市長が別に定める事業者の訪問理美容サービスを利用した場合のみです。 2 訪問理美容サービス利用の際は、この利用者証を事業者に提示して利用券を渡してください。 3 利用券の交付を受けていた者が、その資格要件に該当しなくなったときは、速やかに市に届け出るとともに、未使用の利用券を返還してください。 4 利用券を不正に使用したり、他人に譲渡したときは、すでに使用した利用券に係る費用の全部又は一部の返還を求めることがあります。
交 付 年 月 日		
氏 名		
生年月日		
住 所		

様式第 6 号

寒河江市訪問理美容サービス利用券 No.	
利用証番号	第 号
有効期限	年 月 日
使用年月日	年 月 日
・市の負担額は、利用券1枚につき1,000円です。 ・1回の利用につき、利用券を1枚使用できます。	
寒河江市長 印	

(裏面)

事業者さんへのお願い	
1	利用券の受取 利用者から1回の訪問につき1枚の利用券を受け取ってください。
2	費用の請求 利用者から受け取った前月分の利用券を取りまとめて毎月7日までに請求してください。
○問い合わせ先 寒河江市高齢者支援課介護福祉係 TEL 85-0777	